らしを支える

制度です。 たとき、また、一家の生計維持者が る20歳以上60歳未満の方が加入する 亡くなったときに生活の安定を図る 高齢になったとき、障がいを負っ 国民年金は、 日本国内に住所があ

上の学生 保険料は各自で納めます。

農林漁業、自営業、自由 業、無職および20歳以

納付方法

国民年金は、加入者の種類に て保険料の納付や給付の

内容が異なっているために次 の3種類に区分されます。

■第2号被保険者

■第1号被保険者

対

対 サラリーマンやOLで、 厚生年金などに加入して

> いる方 給与から源泉徴収され、

事業主が加入している制 度を通じて支払います。

■第3号被保険者

納付方法

対 第2号被保険者に扶養さ れている配偶者の方

納付方法 配偶者が加入している制 度で拠出金として支払い

ます。

歳まで)も加入できます。 住の日本人(納付状況によっては70 まで任意に加入できます。ただし、 満額に近づけたい方は、65歳になる ※生年月日により、65歳以上77歳ま 老齢基礎年金受給中の方を除きます。 20歳以上の歳未満の方で海外に在 で加入できる特例があります。

ことが目的の公的な制度です。

希望すれば加入できる方

6歳になるまでに老齢基礎年金の

問合せ先

市民窓口グル-

☎ 52-1111 (内線216)

受給資格期間を満たすことができな

1万6,260円(平成28年度)です。

い方や、受給資格はあるが年金額を 第1号被保険者の月額保険料は

納めることが困難な方は

められれば、保険料が免除される制 納めることが困難な方は申請して認 受給資格 期間 度があります。 経済的な理由などで、どうしても (原則25年以上) に

合算されます。

年金の計算

全額免除…当該期間の2分の1 (平成20年度分までは、「3分の

4分の3免除…当該期間の8分の 5 (平成20年度分までは、「2 分の1」)

半額免除…当該期間の4分の3 (平成20年度分までは、 「3分の

4分の1免除…当該期間の8分の 7 (平成20年度までは、「6分

がそれぞれ金額に反映されます。

※納付猶予は、

50歳未満(平成27年

保険料は忘れずに

以上の保険料の納付が必要です。 この間に免除期間を含め、最低25年 の40年間納めます。 老齢基礎年金を受けるためには、 保険料は20歳から60歳になるまで

> 付特例は、本人の所得が一定額以 偶者の所得が一定額以下、学生納 度分以前は30歳未満)で本人と配

保険料の追納は

ることができます。 10年以内であればさかのぼって納め 免除または猶予された保険料は

ります。 に一定の加算額を加えた追納額にな その際、免除された当時の保険料

割引前納制度がお得です

观円の割引があります。 納付すると、それぞれ3,460円 1年分または半年分をまとめて

変わります。 する場合には、条件により割引率が また、口座振替による納付を利用

税金が安くなります

安くなります。 や確定申告の際に申告すると税金が 料控除の対象となるため、年末調整 納付した保険料は、全額社会保険

ください。 保険料の領収書は大切に保管して

> 広報たかはま H28.11.1

納)できる制度があります。 められれば、保険料を後日納付(追 下の場合、いずれも申請をして認